

平成28年度版

就学・修学・就職のための
給付・貸付・減免制度等の概要

平成28年4月1日現在

島根県教育委員会

利用者みなさまへ

○この案内は、就学・修学・就職に利用できる給付・貸付・減免制度等の概要を掲載しています。

金額等の詳細が変更されている場合がありますので、詳細についてはそれぞれの取扱機関でご確認ください。(電話番号等は一覧のお問い合わせ先に記載しています)

○掲載している制度は主に県が関与しているものです。

政府(日本政策金融公庫)・各市町村・民間等の貸付制度や奨学資金、私立学校の授業料減免制度など様々な制度があります。他の制度につきましてはそれぞれの取り扱い機関にお問い合わせください。

【目次】

小学生・中学生対象	P. 1 ~
中学校卒業後、就職・修業に利用できる制度	P. 3 ~
中学校卒業後、高等学校等の進学者が利用できる制度	P. 5 ~
高等学校卒業後、就職・修業・修学に利用できる制度	P. 10 ~

◇ 1. 小学生・中学生対象（その1）

名称及び応募資格	対象、採用方法、貸与額等	申込要件・連帯保証人・返済期間等	お問い合わせ先
<p>生活保護法による教育扶助費等</p> <p>小学校・中学校に入学又は在籍する者等がいる生活保護受給世帯で、実施機関が必要と認めた者</p> <p style="text-align: center;">給付</p>	<p>◇教育扶助費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学用品等（月額） 小学生 2,210 円 中学生 4,290 円 ・教材代 正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額 ・学校給食費 保護者が負担すべき給食費の額 ・通学のための交通費 通学に必要な最小限度の額 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援費（月額） 学習参考書等（正規の教材費除く）の購入費及び課外のクラブ活動に要する額 小学生 2,630 円 中学生 4,450 円 ・学級費等（月額） 小学生 700 円以内 中学生 790 円以内 ・活動参加費（修学旅行を除く校外活動） 必要最小限度の額 <p>◇臨時的な一般生活費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学準備金 小学生 40,600 円 中学生 47,400 円 	<p>◇市町村の福祉事務所</p> <p>◇島根県健康福祉部 （地域福祉課生活保護グループ） 松江市殿町 111 番地 センチュリービル 6 階 TEL 0852-22-6525 FAX 0852-22-5448</p>
<p>就学援助費</p> <p>経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者</p> <p style="text-align: center;">給付</p>	<p>◇給付内容 対象経費は概ね以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①学用品費（各教科、特別活動の学習に必要な学用品（実験実習材料を含む）） ②修学旅行費 ③通学用品費（通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等） ④校外活動費（校外活動に参加するために直接必要な交通費、及び見学科等） ⑤体育実技用具費（柔道着、剣道防具、スキー用具等） ⑥新入学児童生徒学用品費等（入学する者が通常必要とする学用品費等） 	<ol style="list-style-type: none"> ⑦クラブ活動費 ⑧生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費等） ⑨PTA会費 ⑩医療費（う歯、中耳炎など） ⑪学校給食費 <p>（注）認定基準、援助の方法、援助対象経費及び援助額は、いずれも市町村毎に異なります。主な認定基準は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税の非課税 ・国民年金掛け金の減免 ・児童扶養手当の受給 ・その他経済的な理由によって就学が困難と教育委員会が認めた者 	<p>◇各在学学校（小学校・中学校）</p> <p>◇各市町村教育委員会</p> <p>◇島根県教育委員会 （学校企画課管理運営グループ） 松江市殿町 1 番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-6606 FAX 0852-22-5762</p>
<p>特別支援教育就学奨励費</p> <p>特別支援教育学校・特別支援学級に就学する児童生徒・保護者の負担能力の程度に応じて就学の経費を負担する</p> <p style="text-align: center;">給付</p>	<p>◇対象費目</p> <ol style="list-style-type: none"> ①教科用図書購入費 高等部 実費 ②学校給食費 幼・小・中・高等部 実費 ③交通費（通学費、付添費、帰省費、帰省付添費） 幼・小・中・高等部 実費 ④寄宿舎居住に伴う経費（実費） 食費 幼稚部 156,210 円以内 小・中学部 148,850 円以内 高等部 139,750 円以内 日用品等購入費 幼・小・中・高等部 138,980 円以内 寝具購入費 幼・小・中・高等部 5,400 円以内 	<ol style="list-style-type: none"> ⑤修学旅行費（実費）〈本人〉 〈付添人〉 小学部 21,180 円以内 33,110 円以内 中学部 56,670 円以内 81,340 円以内 高等部 105,850 円以内 152,930 円以内 ⑥学用品等購入費（実費）（新入生は別額） 幼稚部 8,520 円以内 小学部 11,420 円以内 中学部 22,320 円以内 高等部 31,690 円以内 ⑦校外活動等参加費（実費） 〈本人〉 〈付添人〉 幼稚部 1,570 円以内 2,350 円以内 小学部 18,240 円以内 27,360 円以内 中学部 24,210 円以内 36,310 円以内 高等部 24,370 円以内 36,550 円以内 <p>※小・中学部の児童生徒の医療費は上記の就学援助費から支給される場合があります。</p>	<p>◇各在学学校 （盲・ろう・養護学校）</p> <p>◇島根県教育委員会 （特別支援教育課企画グループ） 松江市殿町 1 番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-5420 FAX 0852-22-6231</p> <p>※医療費については （保健体育課健康づくり推進室） 松江市殿町 1 番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-6145 FAX 0852-22-6767</p>

◇ 1. 小学生・中学生対象（その2）

名称及び応募資格	対象、採用方法、貸与額等	申込要件・連帯保証人・返済期間等	お問い合わせ先
<p>母子父子寡婦福祉資金 （就学支度資金）</p> <p>所得税非課税世帯、又はそれと同程度と認められる世帯で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 <p style="text-align: center;">無利子 貸付</p>	<p>対象学校：小・中学校 （含む特別支援教育諸学校）</p> <p>採用方法：指定校通知書を受け取った後から入学後の4月末日まで受付</p> <p>小学校：40,600円（一時金） 中学校：47,400円（一時金）</p>	<p>連帯保証人について 連帯保証人は不要です。ただし、父母のない児童に対して貸付する場合は必要です。</p> <p>返済期間：20年以内</p>	<p>◇市町村にお住まいの方は市町村の福祉事務所</p> <p>◇島根県健康福祉部 （青少年家庭課母子福祉グループ） 松江市殿町111番地 センチュリービル4階 TEL 0852-22-6688 FAX 0852-22-6045</p> <p>◇島根県健康福祉部 （地域福祉課石見スタッフ） 浜田市片庭町254 TEL 0855-29-5543 FAX 0855-29-5547</p>
<p>私立中学校及び高等学校等の授業料減免事業</p> <p>生徒の授業料を減免する事業を行っている学校法人に対する補助金</p> <p style="text-align: center;">授業料 減免</p>	<p>対象学校：私立中学校 対象学年：全学年 採用方法：定期採用（※緊急採用あり） 授業料減免額 中学校：9,400円以内（月額）</p>	<p>申込要件：保護者等の失職・倒産等により家計が急変したこと</p> <p>他資金との併用可</p>	<p>◇各在学学校（私立中学）</p> <p>◇島根県総務部 （総務課学事グループ） 松江市殿町1番地 TEL 0852-22-5018 FAX 0852-22-6168</p>

◇ 2-A. 中学校卒業後（在学中の予約も含む） 就職・修業に利用できる制度（その1）

名称及び応募資格	対象、採用方法、貸与額等	申込要件・連帯保証人・返済期間等	お問い合わせ先																																																
<p>生活保護法による技能修得費、就職支度費</p> <p>生活保護受給世帯で、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を習得する経費を必要とする者又は就職の確定した者に対し、実施機関が必要と認めたと者</p> <p style="text-align: center;">(給付)</p>	<p>採用方法：予約、随時採用</p> <p>①技能修得費（技能を習得する経費） 1年を限度として年間 77,000円以内</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能習得については、その期間は2年以内とし一年につき年間 77,000円以内 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が技能を習得する場合で、当該技能習得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能習得の期間が二年を超える場合であってもその期間一年間につき年間 77,000円以内 技能習得費として認められる経費が基準額を超えやむを得ない事情があると認められるときは127,000円以内 この限度額を超えて費用を必要とする場合であつて次のいずれかに該当するときは380,000円以内 	<p>a) 生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校又は各種学校において技能を習得する場合であつて、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合</p> <p>b) 自動車運転免許を取得する場合（免許の取得が雇用の条件となっている等確実に就労するために必要な場合に限る）</p> <p>c) 雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金の対象となる厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講する場合であつて、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 技能習得のための交通費を必要とする場合はその実費を加算 <p>②就職支度費 （就職のため必要とする洋服類、履物等の購入費用） 29,000円以内</p> <p>※就職が確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限り実費支給</p>	<p>◇市町村の福祉事務所</p> <p>◇島根県健康福祉部 （地域福祉課生活保護グループ） 松江市殿町111番地 センチュリービル6階 TEL 0852-22-6525 FAX 0852-22-5448</p>																																																
<p>母子父子寡婦福祉資金 （修学資金・修業資金・就学支度資金・就職支度資金）</p> <ul style="list-style-type: none"> 修学を希望する場合で配偶者のない女性又は男性が現に扶養している児童 父母のない児童 寡婦が扶養している子（孫、曾孫等を含む） <p style="text-align: center;">(無利子貸付)</p> <p>申込方法：予約、随時</p> <p>①修学資金 対象学校：高校、高専、短大、大学、専修学校（高等課程・専門課程・一般課程） 対象学年：全学年 <貸与限度額、月額> 高校・専修学校（高等課程） 国公立 自宅通学 27,000円 自宅外通学 34,500円 私立 自宅通学 45,000円 自宅外通学 52,500円</p>	<p>高専 ※4,5年生は別途加算あり</p> <table border="0"> <tr> <td>国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>31,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>33,750円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>自宅通学</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>52,500円</td> </tr> </table> <p>短大・専修学校（専門課程）</p> <table border="0"> <tr> <td>国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>67,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>76,500円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>自宅通学</td> <td>79,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>90,000円</td> </tr> </table> <p>大学</p> <table border="0"> <tr> <td>国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>67,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>76,500円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>自宅通学</td> <td>81,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>96,000円</td> </tr> </table> <p>専修学校（一般課程） 48,000円</p> <p>②修業資金：厚生労働大臣が定める施設又はそれ以外の施設で教育を受ける場合（例：理容師、美容師、栄養士、調理師、理学療法士などの養成施設） <貸与限度額、月額> 68,000円</p> <p>③就学支度資金（一時金）<貸与限度額> 高校・高専・専修学校（一般・高等課程） 国公立 自宅通学 150,000円 自宅外通学 160,000円 私立 自宅通学 410,000円 自宅外通学 420,000円</p>	国公立	自宅通学	31,500円		自宅外通学	33,750円	私立	自宅通学	48,000円		自宅外通学	52,500円	国公立	自宅通学	67,500円		自宅外通学	76,500円	私立	自宅通学	79,500円		自宅外通学	90,000円	国公立	自宅通学	67,500円		自宅外通学	76,500円	私立	自宅通学	81,000円		自宅外通学	96,000円	<p>短大・大学・専修学校（専門課程）</p> <table border="0"> <tr> <td>国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>370,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>自宅通学</td> <td>580,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>590,000円</td> </tr> </table> <p>修業施設 自宅通学 90,000円 自宅外通学 100,000円</p> <p>※予約による申請可能。入学後、4月末日まで受付。</p> <p>④就職支度資金（一時金）<貸与限度額> ・就職に直接必要な被服、履物等の購入 100,000円 ・通勤用自動車等の購入 220,000円</p> <p>※就職が内定であれば申請可能。4月末日まで受付。</p> <p>連帯保証人について 連帯保証人は不要。ただし、父母のない児童に対して貸付する場合は必要。</p> <p>返済期間：①修学資金 20年以内（専修学校一般課程5年以内） ②修業資金 6年以内 ③就学支度資金 就学は20年以内、修業は5年以内 ④就職支度資金 6年以内</p> <p>他資金との併用： 日本学生支援機構奨学金またはこれに類する県・市町村育英資金を受けている者は併用不可。</p>	国公立	自宅通学	370,000円		自宅外通学	380,000円	私立	自宅通学	580,000円		自宅外通学	590,000円	<p>◇市町村の福祉事務所</p> <p>◇島根県健康福祉部 （青少年家庭課 母子福祉グループ） 松江市殿町111番地 センチュリービル4階 TEL 0852-22-6688 FAX 0852-22-6045</p> <p>◇島根県健康福祉部 （地域福祉課石見スタッフ） 浜田市片庭町254 TEL 0855-29-5543 FAX 0855-29-5547</p>
国公立	自宅通学	31,500円																																																	
	自宅外通学	33,750円																																																	
私立	自宅通学	48,000円																																																	
	自宅外通学	52,500円																																																	
国公立	自宅通学	67,500円																																																	
	自宅外通学	76,500円																																																	
私立	自宅通学	79,500円																																																	
	自宅外通学	90,000円																																																	
国公立	自宅通学	67,500円																																																	
	自宅外通学	76,500円																																																	
私立	自宅通学	81,000円																																																	
	自宅外通学	96,000円																																																	
国公立	自宅通学	370,000円																																																	
	自宅外通学	380,000円																																																	
私立	自宅通学	580,000円																																																	
	自宅外通学	590,000円																																																	

◇ 2-A. 中学校卒業後（在学中の予約も含む） 就職・修業に利用できる制度（その2）

名称及び応募資格	対象、採用方法、貸与額等	申込要件・連帯保証人・返済期間等	お問い合わせ先
<p>生活福祉資金 【福祉資金（技能習得費・福祉費）】</p> <p>島根県内にお住まいの方で、他の資金からの借入を受けることが困難であると認められる世帯です。 ※他の資金や制度が利用可能な世帯で、それらを最大限活用してもなお必要な資金が不足する場合は、他の資金や制度との併用を認める場合があります。</p> <p style="text-align: center;">有利子 貸付</p>	<p>制度概要</p> <p>①生業を営み又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な費用や ②就職又は技能を習得するために必要な支度をする費用を貸与</p> <p>採用方法：予約、随時採用</p> <p>①技能習得に必要な経費（限度額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間が6ヶ月以内の場合 1,300,000円以内 ・貸付期間が1年程度の場合 2,200,000円以内 ・貸付期間が2年程度の場合 4,000,000円以内 ・貸付期間が3年以内の場合 5,800,000円以内 <p>②就職・技能習得等の支度に必要な経費 500,000円以内</p> <p>※技能習得費と併用可</p>	<p>申込要件（所得） 世帯全員の収入が生活保護基準額の概ね1.7倍以下</p> <p>連帯保証人及び貸付利子について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金を利用する方が借入申込者で、生計中心者が連帯借入申込者の場合、連帯保証人は不要です。（無利子） ・生計中心者が借入申込者で、資金を利用する方が連帯借入申込者の場合、連帯保証人が1名必要です（無利子）。 ・連帯保証人を立てない場合（年1.5%） <p>返済期間 技能習得に必要な経費8年以内、支度費3年以内</p>	<p>◇お住まいの地区の民生委員</p> <p>◇お住まいの市町村の社会福祉協議会</p> <p>◇各在学学校</p> <p>◇社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 5階 TEL 0852-32-5996 FAX 0852-21-0798</p>
<p>看護学生修学資金</p> <p>看護師等学校・養成所等（県外も含む）に在学する者で、卒業後看護職員として県内の医療施設等（指定機関）で所定の期間勤務する意志のある者</p>	<p>貸与期間：正規修業年限内 採用方法：在学採用 貸与額： ○准看護師養成所 （民間立）月額 21,000円 ○保健師・助産師・看護師養成所 （国公立）月額 32,000円 （民間立）月額 36,000円 ○大学院修士課程（看護） （国内）月額 83,000円 （国外）月額 200,000円</p>	<p>申込要件：看護師等学校・養成所等（県外も含む）に在学する者で、卒業後看護職員として県内の医療施設等（指定機関）で所定の期間以上勤務する意志のある者</p> <p>返還免除：養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、かつ、直ちに県内の医療機関等（指定機関）において引き続き5年間看護職員の業務に従事した場合。</p> <p>返還：上記「返還免除」の要件を満たさなかったとき等</p> <p>貸与人数：（新規）40名程度 ※H28年度より過疎地域・離島枠（新規）20名。 ただし、大学の修士課程は対象外。</p>	<p>◇各在学学校</p> <p>◇島根県健康福祉部 （医療政策課 看護職員確保グループ） 松江市殿町 128 番地 県庁東庁舎 TEL 0852-22-6277 FAX 0852-22-6040</p>
<p>島根県立高等技術校授業料減免</p> <p>学業が優秀な者であって、かつ、経済的理由によって授業料及び寄宿舎使用料の納付が困難な者</p> <p style="text-align: center;">授業料 減免</p>	<p>対象学校：島根県立高等技術校</p> <p>採用方法：定期（被災等の場合は随時）</p> <p>①授業料・入校料 全額免除又は半額免除</p> <p>②宿舍使用料 全額免除、半額免除又は4分の1免除</p>	<p>減免対象者の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学業が優秀な者」とは、履修意欲が旺盛な者（校長が履修意欲旺盛と認めない者及び出校停止の処分を受け、その適用を終えた日から1年を経過しない者を除く） ・「経済的理由によって納付が困難なもの」とは、①生活保護世帯、②市町村民税非課税世帯、③被災者など。 	<p>◇各高等技術校</p> <p>島根県立東部高等技術校 TEL 0853-28-2733 FAX 0853-28-2736</p> <p>島根県立西部高等技術校 TEL 0856-22-2450 FAX 0856-22-2451</p>

◇ 2-B. 中学校卒業後、高等学校等の進学者が利用できる制度（在学中の予約も含む）（その1）

名称及び応募資格	対象、採用方法、貸与額等	申込要件・連帯保証人・返済期間等	お問い合わせ先
<p>高等学校等就学支援金</p> <p>高校生等が安心して勉強に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減する。</p> <p>※右の内容は 平成26年4月以降の入学生 についてのものです。</p>	<p>対象学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校（全日制・定時制・通信制） ・中等教育学校の後期課程 ・高等専門学校 ・高等学校等での就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校 <p>対象学年：全学年（公立高等学校等は平成26年度第1学年入学生より年次進行） ※高等専門学校は1～3学年 ※定時制・通信制は4年以内）</p> <p>支給要件 親権者の市町村民税所得割額が30万4,200円未満の世帯</p>	<p>申請期間：1年生は入学時の4月中に受給資格認定申請書、7月に収入状況届出書を提出。 2年生と3年生（定時制及び通信制は4年生も）は、7月に収入状況届出書を提出。</p> <p>支給方法等 ※授業料額の範囲内で就学支援金が支給されます。</p> <p>※就学支援金は学校設置者が受け取り授業料に充てますので、実際に生徒や家庭がお金を受け取ることはありません。</p> <p>※私立高校や国立高等専門学校等ではそれぞれ授業料の額が定められています。就学支援金との差額等、詳細については各学校にお問い合わせください。</p>	<p>◇各在学学校の事務室</p> <p>◇島根県教育委員会（県立学校） （学校企画課管理運営グループ） 松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-6606 FAX 0852-22-5762</p> <p>◇島根県総務部（私立学校） （総務課学事グループ） 松江市殿町1番地 TEL 0852-22-5018 FAX 0852-22-6168</p>
<p>生活保護法による高等学校等就学費</p> <p>生活保護受給世帯で、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、実施機関が必要と認められた者</p>	<p>対象学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校（全日制・定時制・通信制） ・中等教育学校の後期課程 ・高等専門学校 ・特別支援学校の高等部（別科を除く） ・高等学校等で就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校 <p>対象学年：全学年</p> <p>採用方法：予約・随時</p> <p>給付期間：原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学用品等（月額） 5,450円 ・教材代 正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額 	<ul style="list-style-type: none"> ・入學料及び入學考査料 高等学校が所在する都道府県の条例に定める都道府県立高等学校における額 ・授業料 高等学校等（公立校学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等修学支援金の支給に関する法律第2条第1項各号に掲げるものを除く）に通学する場合は、同法の施行前に当該高等学校等が所在する県の条例に定められていた県立の高等学校における額以内の額 ・学習支援費 学習参考書（正規の教材費を除く）の購入費及び課外のクラブ活動に要する額（月額）5,150円 ・通学のための交通費 通学に必要な最小限度の額 ・学級費等（月額） 1,960円以内 ・入学準備金 63,200円以内 	<p>◇市町村の福祉事務所</p> <p>◇島根県健康福祉部 （地域福祉課生活保護グループ） 松江市殿町111番地 センチュリービル6階 TEL 0852-22-6525 FAX 0852-22-5448</p> <p>・高等専門学校就学中の4年生及び5年生の授業料（年額） 297,000円以内</p>
<p>特別支援教育就学奨励費</p> <p>特別支援教育学校・特別支援学級に就学する児童生徒・保護者の負担能力の程度に応じて就学の経費を負担する</p>	<p>◇対象費目</p> <p>①教科用図書購入費 高等部 実費</p> <p>②学校給食費 幼・小・中・高等部 実費</p> <p>③交通費（通学費、付添費、帰省費、帰省付添費） 幼・小・中・高等部 実費</p> <p>④寄宿舎居住に伴う経費（実費） 食費 幼稚部 156,210円以内 小・中学部 148,850円以内 高等部 139,750円以内</p> <p>日用品等購入費 幼・小・中・高等部 138,980円以内</p> <p>寝具購入費 幼・小・中・高等部 5,400円以内</p>	<p>⑤修学旅行費（実費）〈本人〉 〈付添人〉 小学部 21,180円以内 33,110円以内 中学部 56,670円以内 81,340円以内 高等部 105,850円以内 152,930円以内</p> <p>⑥学用品等購入費（実費）（新入生は別額） 幼稚部 8,520円以内 小学部 11,420円以内 中学部 22,320円以内 高等部 31,690円以内</p> <p>⑦校外活動等参加費（実費）〈本人〉〈付添人〉 幼稚部 1,570円以内 2,350円以内 小学部 18,240円以内 27,360円以内 中学部 24,210円以内 36,310円以内 高等部 24,370円以内 36,550円以内</p> <p>※上記の生活保護法による高等学校等就学費との併用はできません</p>	<p>◇各在学学校 （盲・ろう・養護学校）</p> <p>◇島根県教育委員会 （特別支援教育課企画グループ） 松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-5420 FAX 0852-22-6231</p>

給付

給付

◇ 2-B. 中学校卒業後、高等学校等の進学者が利用できる制度（在学中の予約も含む）（その2）

名称及び応募資格	対象、採用方法、貸与額等	申込要件・連帯保証人・返済期間等	お問い合わせ先
<p>私立中学校及び高等学校等の授業料減免事業</p> <p>生徒の授業料を減免する事業を行っている学校法人に対する補助金</p> <p style="text-align: center;">(授業料減免)</p> <p>※右の内容は 平成26年4月以降の入学生 についてのものです。</p>	<p>対象学校：私立高等学校等</p> <p>対象学年：全学年</p> <p>採用方法：定期・緊急採用あり</p> <p>申込要件：保護者等が次のいずれかに該当すること</p> <p>ア. 生活保護を受けていること</p> <p>イ. 市町村民税所得割が非課税であること</p> <p>ウ. 本年度の市町村民税所得割額が 51,300 円未満であること</p> <p>エ. 保護者等の失職・倒産等により家計が急変したこと</p>	<p>授業料減免額：</p> <p>○授業料の全額（高等学校等就学支援金を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要件ア該当者 ・要件イ該当者 ・要件エ該当者で要件イと同程度となった者 <p>○授業料の上限 19,800 円（高等学校等就学支援金を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要件ウ該当者 ・要件エ該当者で、要件ウと同程度となった者 <p>○9,900 円以内（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要件エ該当者で、本年度の市町村民税所得割額が 304,200 円未満と同程度となった者 <p>○他資金との併用可</p> <p>※就学支援金との差額等、詳細については各学校にお問い合わせください。</p>	<p>◇各在学学校（私立高校等）</p> <p>◇島根県総務部 （総務課学事グループ） 松江市殿町1番地 TEL 0852-22-5018 FAX 0852-22-6168</p>
<p>公立高等学校等奨学のための給付金</p> <p>特に教育費負担の大きい低所得者世帯に対して、教育費に充てるための給付金を支給することにより、高校生等の修学を支援する。</p> <p>※この制度は 平成26年4月以降の入学生 を対象とします。</p> <p style="text-align: center;">(給付)</p>	<p>対象学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校（全日制・定時制・通信制） ・中等教育学校の後期課程 ・高等専門学校 ・高等学校等での就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校 <p>対象学年：平成26年度第1学年入学生より年次進行</p> <p>※高等専門学校は1～3学年</p> <p>※定時制・通信制は4年以内</p>	<p>支給要件：親権者全員が市町村民税所得割額非課税である世帯（島根県内に住所を有する場合に限る）</p> <p>支給額：</p> <p>①生活保護受給世帯 年額 32,300 円（通信制は除く）</p> <p>②第一子の高校生等がいる世帯 年額 37,400 円（通信制は 27,800 円）</p> <p>③23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯 年額 129,700 円（通信制は 36,500 円）</p>	<p>◇各在学学校</p> <p>◇島根県教育委員会 （学校企画課管理運営グループ） 松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-6606 FAX 0852-22-5762</p>
<p>私立高等学校等奨学のための給付金</p> <p>特に教育費負担の大きい低所得者世帯に対して、授業料以外の教育費に充てるための給付金を支給することにより、高校生等の修学を支援する。</p> <p>※この制度は 平成26年4月以降の入学生 を対象とします。</p> <p style="text-align: center;">(給付)</p>	<p>対象学校：私立高等学校等</p> <p>対象学年：平成26年度第1学年入学生より年次進行</p> <p>※定時制・通信制は4年以内</p>	<p>支給要件：親権者全員が市町村民税所得割額非課税である世帯（島根県内に住所を有する場合に限る）</p> <p>支給額：</p> <p>①生活保護受給世帯[全日制等・通信制] 年額 52,600 円</p> <p>②非課税世帯[全日制等](第1子) 年額 67,200 円</p> <p>③非課税世帯[全日制等](第2子以降) 年額 138,000 円</p> <p>④非課税世帯[通信制] 年額 38,100 円</p>	<p>◇島根県総務部 （総務課学事グループ） 松江市殿町1番地 TEL 0852-22-5017 FAX 0852-22-6168</p>

◇ 2-B. 中学校卒業後、高等学校等の進学者が利用できる制度（在学中の予約も含む）（その3）

名称及び応募資格	対象、採用方法、貸与額等	申込要件・連帯保証人・返済期間等	お問い合わせ先												
<p>島根県育英会 高等学校等奨学資金</p> <p>勉学する意欲がありながら、経済的な理由により修学することが困難な島根県出身の者</p> <p style="text-align: center;">無利子 貸付</p>	<p>対象学校：高校（特別支援学校高等部の本科含む）、高専（専攻科を除く）、専修学校（高等課程）</p> <p>対象学年：全学年</p> <p>採用方法：予約採用（中学校3年時） ・予約緊急採用（中学校3年時） ・在学採用・緊急採用</p> <p>奨学金（月額）</p> <table border="0"> <tr> <td>国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>自宅通学</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>38,000円</td> </tr> </table> <p>入学支度金：私立学校に入学する者（入学時1回のみ） 23,100円</p>	国公立	自宅通学	18,000円		自宅外通学	23,000円	私立	自宅通学	33,000円		自宅外通学	38,000円	<p>連帯保証人：1名く父母又はこれに代わる独立の生計を営む成年者</p> <p>保証人：1名 決定された年度の4月1日における年齢が65歳以下の者で独立の生計を営む者</p> <p>返還期間：学校卒業後6ヵ月を経過した月から別に定める期間以内（貸与金額により異なる）</p> <p>返還方法：月賦又は月賦と半年賦</p> <p>他資金との併用：日本学生支援機構奨学金、母子父子寡婦福祉資金（修学資金）、高等学校定時制課程等修学奨励資金、特別支援教育就学奨励費との併用不可</p>	<p>◇各在学学校</p> <p>◇公益財団法人島根県育英会 松江市殿町8番地3 市町村振興センター3階 TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089</p>
国公立	自宅通学	18,000円													
	自宅外通学	23,000円													
私立	自宅通学	33,000円													
	自宅外通学	38,000円													
<p>島根県高等学校定時制課程等 修学奨励資金</p> <p>島根県内の高等学校の定時制課程・通信制課程に在学し、経常的収入を得る職業に就いている者。ただし広域の通信制課程に在学する生徒については島根県内に住所を有する者。</p> <p style="text-align: center;">無利子 貸付</p>	<p>対象学校：高校（定時制、通信制）</p> <p>対象学年：全学年</p> <p>採用方法：在学採用</p> <p>貸与期間：貸与を受けた月数を通算して4年以内</p> <p>奨学金（月額） 14,000円</p>	<p>申込要件（所得）：年間収入額が279万円以下</p> <p>連帯保証人：2名（独立の生計を営む成年者）</p> <p>返済期間：貸与取消しの事由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月を経過後、貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内（ただし、卒業した場合は返済免除）</p> <p>他資金との併用：独立行政法人日本学生支援機構の奨学金等との併用不可</p>	<p>◇各在学学校（高校）</p> <p>◇島根県教育委員会 （学校企画課管理運営グループ） 松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-6606 FAX 0852-22-5762</p>												
<p>看護学生修学資金</p> <p>看護師等学校・養成所等（県外も含む）に在学する者で、卒業後看護職員として県内の医療施設等（指定機関）で所定の期間勤務する意志のある者</p>	<p>貸与期間：正規修業年限内</p> <p>採用方法：在学採用</p> <p>貸与額：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○准看護師養成所（民間立）月額 21,000円 ○保健師・助産師・看護師養成所（国公立）月額 32,000円 （民間立）月額 36,000円 ○大学院修士課程（看護） （国内）月額 83,000円 （国外）月額 200,000円 	<p>申込要件：看護師等学校・養成所等（県外も含む）に在学する者で、卒業後看護職員として県内の医療施設等（指定機関）で所定の期間以上勤務する意志のある者</p> <p>返還免除：養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、かつ、直ちに県内の医療機関等（指定機関）において引き続き5年間看護職員の業務に従事した場合。</p> <p>返還：上記「返還免除」の要件を満たさなかったとき等</p> <p>他資金との併用可</p> <p>貸与人数：（新規）40名程度 ※H28年度より過疎地域・離島枠（新規）20名。 ただし、大学の修士課程において専門知識を習得しようとする者は対象外。</p>	<p>◇各在学学校</p> <p>◇島根県健康福祉部 （医療政策課 看護職員確保グループ） 松江市殿町128番地 県庁東庁舎 TEL 0852-22-6277 FAX 0852-22-6040</p>												

◇ 2-B. 中学校卒業後、高等学校等の進学者が利用できる制度（在学中の予約も含む）（その4）

名称及び応募資格	対象、採用方法、貸与額等	申込要件・連帯保証人・返済期間等	お問い合わせ先
<p>母子父子寡婦福祉資金 （修学資金・修業資金・就学支度資金・就職支度資金）</p> <p>・修学を希望する場合で配偶者のない女性又は男性が現に扶養している児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養している子（孫、曾孫等を含む）</p> <p>申込方法：予約、随時</p> <p>①修学資金 対象学校：高校、高専、短大、大学、専修学校（高等課程・専門課程・一般課程） 対象学年：全学年 <貸与限度額、月額> 高校・専修学校（高等課程） 国公立 自宅通学 27,000円 自宅外通学 34,500円 私立 自宅通学 45,000円 自宅外通学 52,500円</p>	<p>高専 国公立 自宅通学 31,500円 自宅外通学 33,750円 私立 自宅通学 48,000円 自宅外通学 52,500円 ※4,5年生は別途加算あり。</p> <p>短大・専修学校（専門課程） 国公立 自宅通学 67,500円 自宅外通学 76,500円 私立 自宅通学 79,500円 自宅外通学 90,000円</p> <p>大学 国公立 自宅通学 67,500円 自宅外通学 76,500円 私立 自宅通学 81,000円 自宅外通学 96,000円 専修学校（一般課程） 48,000円</p> <p>②修業資金：厚生労働大臣が定める施設又はそれ以外の施設で教育を受ける場合（例：理容師、美容師、栄養士、調理師、理学療法士などの養成施設） <貸与限度額、月額> 68,000円</p> <p>③就学支度資金（一時金）<貸与限度額> 高校・高専・専修学校（一般・高等課程） 国公立 自宅通学 150,000円 自宅外通学 160,000円 私立 自宅通学 410,000円 自宅外通学 420,000円</p>	<p>短大・大学・専修学校（専門課程） 国公立 自宅通学 370,000円 自宅外通学 380,000円 私立 自宅通学 580,000円 自宅外通学 590,000円</p> <p>修業施設 自宅通学 90,000円 自宅外通学 100,000円</p> <p>※予約による申請可能。入学後、4月末日まで受付。 ④就職支度資金（一時金）<貸与限度額> ・就職に直接必要な被服、履物等の購入 100,000円 ・通勤用自動車等の購入 220,000円 ※就職が内定していれば申請可能。採用後、4月末日まで受付。</p> <p>連帯保証人について 連帯保証人は不要。ただし、父母のいない児童に対して貸付する場合は必要。</p> <p>返済期間： ①修学資金 20年以内（専修学校一般課程5年以内） ②修業資金 6年以内 ③就学支度資金 就学は20年以内、修業は5年以内 ④就職支度資金 6年以内</p> <p>他資金との併用： 日本学生支援機構奨学金またはこれに類する県・市町村育英資金を受けている者は併用不可。 ※就学支度資金については併用できる場合があります。</p>	<p>◇市町村の福祉事務所</p> <p>◇島根県健康福祉部 （青少年家庭課 母子福祉グループ） 松江市殿町 111 番地 センチュリービル 4 階 TEL 0852-22-6688 FAX 0852-22-6045</p> <p>◇島根県健康福祉部 （地域福祉課石見スタッフ） 浜田市片庭町 254 TEL 0855-29-5543 FAX 0855-29-5547</p>
<p>生活福祉資金（教育支援資金） 【（教育支援費・就学支度費）】</p> <p>島根県内にお住まいの方で、必要な融資を他から受けることが困難であると認められる世帯です。なお、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の対象となる世帯は、原則として貸付対象となりません。</p>	<p>対象学校：高校、高専、短大、大学、専修学校（高等課程・専門課程） 対象学年：全学年 採用方法：予約、随時採用</p> <p>①教育支援費（月額） 高校 35,000円以内 高専 60,000円以内 短大 60,000円以内 大学 65,000円以内 専修学校（高等課程） 35,000円以内 専修学校（専門課程） 60,000円以内</p> <p>※特に必要と認められる場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能。 ②就学支度費 500,000円以内</p>	<p>申込要件（所得）：世帯全員の収入が生活保護基準額の概ね1.7倍以下</p> <p>連帯保証人について：以下の場合、連帯保証人は不要 ・進学する方が借入申込者で、生計中心者が連帯借入申込者の場合。 ・生計中心者が借入申込者で、進学する方が連帯借入申込者の場合。</p> <p>返済期間：20年以内</p> <p>他資金との併用：日本学生支援機構奨学金、母子父子寡婦福祉資金、島根県育英会高等学校等奨学資金など、他の資金や制度が利用可能な世帯で、それらを最大限活用してもなお必要な資金が不足する場合は、他の資金や制度との併用を認める場合あり。</p>	<p>◇お住まいの地区の民生委員</p> <p>◇お住まいの市町村の社会福祉協議会</p> <p>◇各在学学校</p> <p>◇社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 5 階 TEL 0852-32-5996 FAX 0852-21-0798</p>

◇ 2-B. 中学校卒業後、高等学校等の進学者が利用できる制度（在学中の予約も含む）（その5）

名称及び応募資格	対象、採用方法、貸与額等	申込要件・連帯保証人・返済期間等	お問い合わせ先
<p>島根県育英会奨学金</p> <p>島根県出身の優秀な学生等で経済的な理由により修学が困難な者</p> <p style="text-align: center;">無利子 貸付</p>	<p>対象学校：高専（4年生以上） 短大（除く：通信制） 大学（除く：通信制、別科） 専修学校〈専門課程〉 （除く：外国大学の日本分校）</p> <p>対象学年：全学年 採用方法：予約採用 奨学金（月額） 30,000円、40,000円、50,000円 60,000円、70,000円 ※いずれかを選択</p>	<p>連帯保証人：2名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一連帯保証人1名（本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む身元確実な成年者） ・第二連帯保証人1名（決定された年度の4月1日における年齢が65歳以下の者で独立の生計を営む身元確実なもの） <p>返済期間：貸与期間が終了した月の翌月から起算して6月を経過した月から奨学金の貸与を受けた月数の3倍に相当する期間内</p> <p>他資金との併用：原則として、日本学生支援機構奨学金との併用不可</p>	<p>◇各在学学校</p> <p>◇公益財団法人 島根県育英会 松江市殿町8番地3 市町村振興センター3階 TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089</p>
<p>島根県育英会就学資金</p> <p>島根県出身の優秀な学生等で経済的な理由により修学が困難な者</p> <p style="text-align: center;">有利子 貸付</p>	<p>対象：上記の同育英会奨学金の対象学校へ入学（転・編入学）しようとする方</p> <p>採用方法：予約採用 就学資金（一時金） 50万円又は100万円（有利子）</p>	<p>返済期間：大学等卒業の翌月から10年間（120月）で返済（100万円の場合、毎月1万円の120回）</p>	
<p>高等学校定時制・通信制課程教科書等給与費</p> <p>県立高等学校の定時制・通信制課程に在学する有職生徒で、一定の修得単位数等の基準を満たす者</p> <p style="text-align: center;">給付</p>	<p>※県立高等学校の定時制・通信制課程の生徒に対する教科書等の無償給与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定時制課程：教科書 ・通信制課程：教科書・学習書 <p>採用方法：定期</p>	<p>給与対象者：有職生徒（※）のうち給与を希望する者で、通信制課程の生徒においては、入学後2年目にあっては14単位以上、3年目以降にあっては28単位以上の修得者であり、当該年度においては2以上の教科・科目を履修し、かつそのための教科書又は学習書を購入する者とする。</p> <p>※「有職生徒」とは、定職に就いている者及び1年間におおむね90日以上パート又はアルバイトに就いている者とする。</p>	<p>◇各在学学校（高校）</p> <p>◇島根県教育委員会 （学校企画課管理運営グループ） 松江市殿町1番地 県庁分庁舎 TEL 0852-22-6606 FAX 0852-22-5762</p>

◇ 3. 高等学校等卒業後 就職・修業・修学に利用できる制度（在学中の予約も含む）（その1）

名称及び応募資格	対象、採用方法、貸与額等	申込要件・連帯保証人・返済期間等	お問い合わせ先																																																									
<p>生活保護法による技能修得費、就職支度費</p> <p>生活保護受給世帯で、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を習得する経費を必要とする者又は就職の確定した者に対し、実施機関が必要と認めたる者</p> <p style="text-align: center;">給付</p>	<p>採用方法：予約、随時採用</p> <p>①技能修得費（技能を習得する経費） 1年を限度として年間 77,000円以内</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能習得については、その期間は2年以内とし一年につき年間 77,000円以内 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が技能を習得する場合で、当該技能習得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能習得の期間が二年を超える場合であってもその期間一年間につき年間 77,000円以内 技能習得費として認められる経費が基準額を超えやむを得ない事情があると認められるときは127,000円以内 この限度額を超えて費用を必要とする場合で次のいずれかに該当するときは380,000円以内 	<p>a) 生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校又は各種学校において技能を習得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合</p> <p>b) 自動車運転免許を取得する場合（免許の取得が雇用の条件となっている等確実に就労するために必要な場合に限る）</p> <p>c) 雇用保険法第 60 条の 2 に規定する教育訓練給付金の対象となる厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講する場合であって、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 技能習得のための交通費を必要とする場合はその実費を加算 <p>②就職支度費 （就職のため必要とする洋服類、履物等の購入費用） 29,000 円以内</p> <p>就職が確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限り実費支給</p>	<p>◇市町村の福祉事務所</p> <p>◇島根県健康福祉部 （地域福祉課生活保護グループ） 松江市殿町111番地 センチュリービル 6階 TEL 0852-22-6525 FAX 0852-22-5448</p>																																																									
<p>母子父子寡婦福祉資金（修学資金・修業資金・就学支度資金・就職支度資金）</p> <ul style="list-style-type: none"> 修学を希望する、配偶者のない女性又は男性が現に扶養している児童 父母のいない児童 寡婦が扶養している子（孫、曾孫等を含む） <p>申込方法：予約、随時</p> <p style="text-align: center;">無利子貸付</p> <p>①修学資金 対象学校：高校、高専、短大、大学、専修学校（高等課程・専門課程・一般課程） 対象学年：全学年 <貸与限度額、月額> 高校・専修学校（高等課程） 国公立 自宅通学 27,000円 自宅外通学 34,500円 私立 自宅通学 45,000円 自宅外通学 52,500円</p>	<p>高 専</p> <table border="1"> <tr> <td>国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>31,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>33,750円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>自宅通学</td> <td>48,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>52,500円</td> </tr> </table> <p>※4,5年生は別途加算あり。</p> <p>短大・専修学校（専門課程）</p> <table border="1"> <tr> <td>国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>67,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>76,500円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>自宅通学</td> <td>79,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>90,000円</td> </tr> </table> <p>大 学</p> <table border="1"> <tr> <td>国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>67,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>76,500円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>自宅通学</td> <td>81,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>96,000円</td> </tr> <tr> <td>専修学校（一般課程）</td> <td></td> <td>48,000円</td> </tr> </table> <p>②修業資金：厚生労働大臣が定める施設又はそれ以外の施設で教育を受ける場合 （例：理容師、美容師、栄養士、調理師、理学療法士などの養成施設） <貸与限度額、月額> 68,000円</p> <p>③就学支度資金（一時金） <貸与限度額> 高校・高専・専修学校（一般・高等課程） 国公立 自宅通学 150,000円 自宅外通学 160,000円 私立 自宅通学 410,000円 自宅外通学 420,000円</p>	国公立	自宅通学	31,500円		自宅外通学	33,750円	私立	自宅通学	48,000円		自宅外通学	52,500円	国公立	自宅通学	67,500円		自宅外通学	76,500円	私立	自宅通学	79,500円		自宅外通学	90,000円	国公立	自宅通学	67,500円		自宅外通学	76,500円	私立	自宅通学	81,000円		自宅外通学	96,000円	専修学校（一般課程）		48,000円	<p>短大・大学・専修学校（専門課程）</p> <table border="1"> <tr> <td>国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>370,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>自宅通学</td> <td>580,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>590,000円</td> </tr> </table> <p>修業施設</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自宅通学</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>100,000円</td> </tr> </table> <p>※予約による申請可能。入学後、4月末日まで受付。</p> <p>④就職支度資金（一時金） <貸与限度額> ・就職に直接必要な被服、履物等の購入 100,000円 ・通勤用自動車等の購入 220,000円</p> <p>※就職が内定していれば申請可能。採用後、4月末日まで受付。</p> <p>連帯保証人について 連帯保証人は不要。ただし、父母のいない児童に対して貸付する場合は必要。</p> <p>返済期間： ①修学資金 20年以内（専修学校一般課程5年以内） ②修業資金 6年以内 ③就学支度資金 就学は20年以内、修業は5年以内 ④就職支度資金 6年以内</p> <p>他資金との併用： 日本学生支援機構奨学金またはこれに類する県・市町村育英資金を受けている者は併用不可。 ※就学支度資金については併用できる場合があります。</p>	国公立	自宅通学	370,000円		自宅外通学	380,000円	私立	自宅通学	580,000円		自宅外通学	590,000円		自宅通学	90,000円		自宅外通学	100,000円	<p>◇市町村の福祉事務所</p> <p>◇島根県健康福祉部 （青少年家庭課 母子福祉グループ） 松江市殿町111番地 センチュリービル 4階 TEL 0852-22-6688 FAX 0852-22-6045</p> <p>◇島根県健康福祉部 （地域福祉課石見スタッフ） 浜田市片庭町254 TEL 0855-29-5543 FAX 0855-29-5547</p>
国公立	自宅通学	31,500円																																																										
	自宅外通学	33,750円																																																										
私立	自宅通学	48,000円																																																										
	自宅外通学	52,500円																																																										
国公立	自宅通学	67,500円																																																										
	自宅外通学	76,500円																																																										
私立	自宅通学	79,500円																																																										
	自宅外通学	90,000円																																																										
国公立	自宅通学	67,500円																																																										
	自宅外通学	76,500円																																																										
私立	自宅通学	81,000円																																																										
	自宅外通学	96,000円																																																										
専修学校（一般課程）		48,000円																																																										
国公立	自宅通学	370,000円																																																										
	自宅外通学	380,000円																																																										
私立	自宅通学	580,000円																																																										
	自宅外通学	590,000円																																																										
	自宅通学	90,000円																																																										
	自宅外通学	100,000円																																																										

◇ 3. 高等学校等卒業後 就職・修業・修学に利用できる制度（在学中の予約も含む）（その2）

名称及び応募資格	対象、採用方法、貸与額等	申込要件・連帯保証人・返済期間等	お問い合わせ先
<p>生活福祉資金 【福祉資金 福祉費】</p> <p>島根県内にお住まいの方で、他の資金からの借入を受けることが困難であると認められる世帯です。</p> <p>※他の資金や制度が利用可能な世帯で、それらを最大限活用してもなお必要な資金が不足する場合は、他の資金や制度との併用を認める場合があります。</p> <p style="text-align: center;">有利子 貸付</p>	<p>制度概要：①生業を営み又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な費用や②就職又は技能を習得するために必要な支度をする費用を貸与</p> <p>採用方法：予約、随時採用</p> <p>①技能習得に必要な経費（限度額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間が6ヶ月以内の場合 1,300,000円以内 ・貸付期間が1年程度の場合 2,200,000円以内 ・貸付期間が2年程度の場合 4,000,000円以内 ・貸付期間が3年以内の場合 5,800,000円以内 <p>②就職・技能習得等の支度に必要な経費 500,000円以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職及び技能を習得する際に直接必要な支度、準備の諸費用に対する貸付 ・技能習得費と併用可 	<p>申込要件（所得）：世帯全員の収入が生活保護基準額の概ね1.7倍以下</p> <p>連帯保証人及び貸付利子について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金を利用する方が借入申込者で、生計中心者が連帯借入申込者の場合、連帯保証人は不要です。（無利子） ・生計中心者が借入申込者で、資金を利用する方が連帯借入申込者の場合、連帯保証人が1名必要です。（無利子） ・連帯保証人を立てない場合（年1.5%） <p>返済期間：技能習得に必要な経費8年以内 支度費3年以内</p>	<p>◇お住まいの地区の民生委員</p> <p>◇お住まいの市町村の社会福祉協議会</p> <p>◇各在学学校</p> <p>◇社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 5階 TEL 0852-32-5996 FAX 0852-21-0798</p>
<p>生活福祉資金（教育支援資金） 【（教育支援費・就学支度費）】</p> <p>島根県内にお住まいの方で、必要な融資を他から受けることが困難であると認められる世帯です。なお、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の対象となる世帯は、原則として貸付対象となりません。</p> <p style="text-align: center;">無利子 貸付</p>	<p>対象学校：高校、高専、短大、大学、専修学校（高等課程・専門課程）</p> <p>対象学年：全学年</p> <p>採用方法：予約、随時採用</p> <p>①教育支援費（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高 校 35,000円以内 高 専 60,000円以内 短 大 60,000円以内 大 学 65,000円以内 専修学校（高等課程） 35,000円以内 専修学校（専門課程） 60,000円以内 <p>※特に必要と認められる場合に限り、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付可能。</p> <p>②就学支度費 500,000円以内</p>	<p>申込要件（所得）：世帯全員の収入が生活保護基準額の概ね1.7倍以下</p> <p>連帯保証人について：下記の場合、連帯保証人は不要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進学する方が借入申込者で、生計中心者が連帯借入申込者の場合。 ・生計中心者が借入申込者で、進学する方が連帯借入申込者の場合。 <p>返済期間：20年以内</p> <p>他資金との併用：日本学生支援機構奨学金、母子父子寡婦福祉資金、島根県育英会高等学校等奨学資金など、他の資金や制度が利用可能な世帯で、それらを最大限活用してもなお必要な資金が不足する場合は、他の資金や制度との併用を認める場合があります。</p>	<p>◇お住まいの地区の民生委員</p> <p>◇お住まいの市町村の社会福祉協議会</p> <p>◇各在学学校</p> <p>◇社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 5階 TEL 0852-32-5996 FAX 0852-21-0798</p>

◇ 3. 高等学校等卒業後 就職・修業・修学に利用できる制度（在学中の予約も含む）（その3）

名称及び応募資格	対象、採用方法、貸与額等	申込要件・連帯保証人・返済期間等	お問い合わせ先
<p>看護学生修学資金</p> <p>看護師等学校・養成所等（県外も含む）に在学する者で、卒業後看護職員として県内の医療施設等（指定機関）で所定の期間勤務する意志のある者</p>	<p>貸与期間：正規修業年限内 採用方法：在学採用 貸与額： ○准看護師養成所 （民間立）月額 21,000 円 ○保健師・助産師・看護師養成所 （国公立）月額 32,000 円 （民間立）月額 36,000 円 ○大学院修士課程（看護） （国内）月額 83,000 円 （国外）月額 200,000 円</p>	<p>申込要件：看護師等学校・養成所等（県外も含む）に在学する者で、卒業後看護職員として県内の医療施設等（指定機関）で所定の期間以上勤務する意志のある者 返還免除：養成施設を卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得し、かつ、直ちに県内の医療機関等（指定機関）において引き続き5年間看護職員の業務に従事した場合。 返還：上記「返還免除」の要件を満たさなかったとき等 他資金との併用可 貸与人数：（新規）40名程度 ※H28年度より過疎地域・離島枠（新規）20名。ただし、大学の修士課程は対象外。</p>	<p>◇各在学学校 ◇島根県健康福祉部（医療政策課 看護職員確保グループ） 松江市殿町128番地 県庁東庁舎 TEL 0852-22-6277 FAX 0852-22-6040</p>
<p>島根県立松江高等看護学院 石見高等看護学院 授業料等減免制度</p> <p style="text-align: center;">授業料減免</p>	<p>対象：授業料及び学生寮使用料（※学生寮使用料については、石見高看のみ） 対象学年：全学年 採用方法：定期（被災等の場合は随時） ①授業料減免額 全額免除 ②学生寮使用料（石見高看のみ） 半額免除</p>	<p>要件：下記のいずれの条件も満たす者 ①学費の支弁が困難である者 ・生活保護被保護者 ・市町村民税について非課税又は均等割額のみ納付している者 ・市町村から就学援助を受けている者 ・災害、風水害等により家屋等に甚大な被害を受けた者で、基準を満たす者 等 ②学業が優秀である者 他資金との併用可</p>	<p>◇各在学学校 ◇島根県健康福祉部（医療政策課 看護職員確保グループ） 松江市殿町128番地 県庁東庁舎 TEL 0852-22-6277 FAX 0852-22-6040</p>
<p>島根県立高等技術校授業料減免</p> <p>学業が優秀な者であって、かつ、経済的理由によって授業料及び寄宿舎使用料の納付が困難な者</p> <p style="text-align: center;">授業料減免</p>	<p>対象学校：島根県立高等技術校 採用方法：定期（被災等の場合は随時） ①授業料・入校料 全額免除又は半額免除 ②寄宿舎使用料 全額免除、半額免除又は4分の1免除</p>	<p>減免対象者の基準：「学業が優秀な者」とは、履修意欲が旺盛な者（校長が履修意欲旺盛と認めない者及び出校停止の処分を受け、その適用を終えた日から1年を経過しない者を除く）／「経済的理由によって納付が困難なもの」とは、①生活保護世帯、②市町村民税非課税世帯、③被災者など。 他資金との併用可</p>	<p>◇各高等技術校 島根県立東部高等技術校 TEL 0853-28-2733 FAX 0853-28-2736 島根県立西部高等技術校 TEL 0856-22-2450 FAX 0856-22-2451</p>
<p>技能者育成資金融資</p> <p>公共職業能力開発施設で行われる普通課程の普通職業訓練の受講者、専門課程又は応用課程の高度職業訓練の受講者で、借り入れ申し込みをする日において18歳以上であって、成績が優秀であり、父母等の所得が一定の要件を満たす者</p> <p style="text-align: center;">有利子貸付</p>	<p>※雇用保険の求職者給付又は訓練手当の支給を受ける者、職業訓練受講給付金の支給を受ける者は対象とならない 融資上限額（1年あたり） ・高等技術校の普通課程の普通職業訓練 自宅通校 260,000 円 自宅外通校 310,000 円</p>	<p>・職業能力開発短期大学の専門課程又は職業能力開発総合大学の応用課程の高度職業訓練 自宅通校 500,000 円 自宅外通校 590,000 円 連帯保証人：1名 利率：年3パーセント（固定金利） 返済方法：訓練終了の翌々月から、元利均等方式の月賦（又は月賦と半年賦の併用）により返済 返済期間：最長10年間</p>	<p>◇各高等技術校 島根県立東部高等技術校 TEL 0853-28-2733 FAX 0853-28-2736 島根県立西部高等技術校 TEL 0856-22-2450 FAX 0856-22-2451</p>

◇ 3. 高等学校等卒業後 就職・修業・修学に利用できる制度（在学中の予約も含む）（その4）

名称及び応募資格	対象、採用方法、貸与額等	申込要件・連帯保証人・返済期間等	お問い合わせ先								
<p>島根県立農林大学校奨学金</p> <p>将来島根県内において農業に従事し、又は県内の農村地域において指導的役割を担おうとする者で、人物並びに学業成績が優れ、かつ、健康であって経済的な事情により奨学金の貸与を希望する者</p> <p style="text-align: center;">無利子 貸付</p>	<p>対象：島根県立農林大学校に在学する者</p> <p>貸与額：月額2万円（無利子）</p>	<p>連帯保証人：1名（独立して生計を営む者）</p> <p>返還：</p> <p>①返還期間：卒業後、直ちに貸与期間に相当する期間内（2年間貸与を受けた場合には、卒業後2年以内）に返還する。</p> <p>②方法：月賦、半年賦又は、年賦のうちいずれかによる均等返還（繰上返済も可能）</p> <p>返還免除：卒業後、直ちに島根県内において農業に従事し、かつ、引き続き3年間県内において農業に従事したとき（無給で返還猶予対象の実務研修を受けた期間を含む）。</p>	<p>◇島根県立農林大学校 大田市波根町970-1 TEL 0854-85-7011 FAX 0854-85-7113</p>								
<p>島根県立農林大学校 授業料等減免</p> <p style="text-align: center;">授業料 減免</p> <p>学業が優秀な者であって、かつ、経済的理由によって授業料の納付が困難なもの。</p>	<p>対象：島根県立農林大学校に在学する者</p> <p>対象学年：全学年</p> <p>採用方法：定期（被災の場合は随時）</p> <p>①授業料減免額 全額又は半額免除</p> <p>②寄宿舎使用料 半額又は4分の1免除</p>	<p>減免対象者の基準：</p> <p>①全額～生活保護世帯、市町村住民税所得割納付免除世帯、住家が全壊・全焼・流失したとき</p> <p>②半額～住家が半壊・半焼等著しく損傷したとき</p> <p>他資金との併用可</p>	<p>◇島根県立農林大学校 大田市波根町970-1 TEL 0854-85-7011 FAX 0854-85-7113</p>								
<p>医学生地域医療奨学金</p> <p>医学の課程を履修する大学生又は大学院生で、将来県内のへき地医療機関等で医師の業務に従事する意志のある者</p>	<p>申込要件：医学の課程を履修する大学生又は大学院生で、将来県内のへき地医療機関等で医師の業務に従事する意志のある者</p> <p>貸与期間：修学期間</p> <p>採用方法：予約採用、在学採用</p> <p>奨学金 大学生 月額100,000円 入学金相当額282,000円</p>	<p>返還免除：大学を卒業後、県内の指定医療機関に貸与期間と同期間勤務（2分の1の期間はへき地医療機関に勤務）した場合、返還免除となる</p> <p>返還：上記「返還免除」の要件を満たさなかったとき等</p> <p>他資金との併用：島根県の医学生向け奨学金の貸与を受けたことのある者は不可。</p> <p>貸与人数：</p> <table border="0"> <tr> <td>島根大学医学部「地域枠推薦」入学者</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td>同上「一般入試県内定着枠」入学者</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>鳥取大学医学部「島根県枠」入学者</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>全国大学枠</td> <td>6名程度</td> </tr> </table>	島根大学医学部「地域枠推薦」入学者	10名	同上「一般入試県内定着枠」入学者	7名	鳥取大学医学部「島根県枠」入学者	5名	全国大学枠	6名程度	<p>◇各在学学校</p> <p>◇島根県健康福祉部 （医療政策課 医師確保対策室） 松江市殿町111番地 センチュリービル6階 TEL 0852-22-6684 FAX 0852-22-6040</p>
島根大学医学部「地域枠推薦」入学者	10名										
同上「一般入試県内定着枠」入学者	7名										
鳥取大学医学部「島根県枠」入学者	5名										
全国大学枠	6名程度										
<p>介護福祉士等修学資金</p> <p>介護福祉士・社会福祉士養成施設等（県外も含む）に在学する者で、卒業後介護福祉士・社会福祉士として県内の社会福祉施設等（指定機関）で所定の期間勤務する意志のある者</p>	<p>貸与期間：2年間</p> <p>採用方法：予約採用、在学採用</p> <p>修学資金：</p> <p>○生活保護を受給している家庭の方及びそれに準ずる方 月額50,000円以内 修学準備金20,000円以内 就職準備金20,000円以内 生活費加算あり</p> <p>○その他の方 月額50,000円以内</p> <p>○実務者研修受講者 200,000円以内</p>	<p>連帯保証人：1名</p> <p>返還免除：養成施設を卒業した日から1年以内に県内の社会福祉施設等（指定機関）において引き続き5年間介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事した場合</p> <p>他資金との併用：生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金との併用は不可。日本学生支援機構奨学金、島根県育英会奨学金については、修学のためにやむを得ない場合は併用可。日本政策金融公庫の教育ローンは併用可。</p> <p>貸与人数：（新規）80人</p>	<p>◇各養成施設</p> <p>◇社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階 TEL 0852-32-5996 FAX 0852-32-0798</p>								

◇ 3. 高等学校等卒業後 就職・修業・修学に利用できる制度（在学中の予約も含む）（その5）

名称及び応募資格	対象、採用方法、貸与額等	申込要件・連帯保証人・返済期間等	お問い合わせ先																								
<p>日本学生支援機構奨学金 第一種奨学金</p> <p>特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学に困難がある人に貸与</p> <p style="text-align: center;">無利子貸付</p>	<p>○対象：大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）で学ぶ人</p> <p>○採用方法：予約採用・在学採用・緊急採用</p> <p>○奨学金（月額）</p> <table border="1" data-bbox="607 443 1070 646"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">国公立</th> <th colspan="2">私立</th> </tr> <tr> <th>自宅</th> <th>自宅外</th> <th>自宅</th> <th>自宅外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>45,000</td> <td>51,000</td> <td>54,000</td> <td>64,000</td> </tr> <tr> <td>短大 専修学校（専門課程） 高専4・5年</td> <td>45,000</td> <td>51,000</td> <td>53,000</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>高専1～3年</td> <td>21,000</td> <td>22,500</td> <td>32,000</td> <td>35,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※30,000円の貸与額も選択可能 （高専1～3年は10,000円）</p>		国公立		私立		自宅	自宅外	自宅	自宅外	大学	45,000	51,000	54,000	64,000	短大 専修学校（専門課程） 高専4・5年	45,000	51,000	53,000	60,000	高専1～3年	21,000	22,500	32,000	35,000	<p>○申込要件：別に定める貸与基準（学力・家計・人物・健康）を満たす。</p> <p>○保証制度：申込時に以下の①②いずれかを選択</p> <p>①機関保証：保証料を支払い、保証機関からの保証を受ける。（連帯保証人・保証人不要）</p> <p>②人的保証：連帯保証人・保証人を選任。原則、連帯保証人は父母、保証人は4親等以内の親族で本人及び連帯保証人と別生計の人。</p>	<p>◇各在学学校</p> <p>◇独立行政法人 日本学生支援機構 （奨学事業相談センター） TEL 0570-03-7240 〈ナビダイヤル〉</p> <p>※大学院については日本学生支援機構 HP 等を参照のこと</p>
	国公立		私立																								
	自宅	自宅外	自宅	自宅外																							
大学	45,000	51,000	54,000	64,000																							
短大 専修学校（専門課程） 高専4・5年	45,000	51,000	53,000	60,000																							
高専1～3年	21,000	22,500	32,000	35,000																							
<p>第二種奨学金</p> <p>優れた学生及び生徒で経済的理由により修学に困難がある人に貸与</p> <p style="text-align: center;">有利子貸付</p>	<p>○対象・採用方法：上記と同様</p> <p>○奨学金（月額） 30,000円、50,000円、 80,000円、100,000円、120,000円 から選択 （私大医・歯・薬・獣医学部は増額可）</p>	<p>○申込要件：上記に準ずる（第一種奨学金より緩やか）</p> <p>○保証制度：上記と同様</p> <p>○利息：申込時に、貸与終了時に決定した利率が返還完了まで適用される「利率固定方式」と、返還期間中おのおの5年毎に見直しされる「利率見直し方式」のいずれかを選択。</p>																									
<p>入学時特別増額貸与奨学金</p> <p>第一種奨学金または第二種奨学金に加えて、入学した月の分の奨学金の月額に一時金として増額して貸与する利息付の奨学金。</p> <p style="text-align: center;">有利子貸付</p>	<p>○貸与額：初回基本月額に増額 100,000円、200,000円、300,000円、 400,000円、500,000円（有利子）</p>	<p>○申込要件：日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申し込んだけれども利用できなかった世帯の学生・生徒。</p>																									

◇ 3. 高等学校等卒業後 就職・修業・修学に利用できる制度（在学中の予約も含む）（その6）

<p>島根県育英会奨学金</p> <p>島根県出身の優秀な学生等で経済的な理由により修学が困難な者</p> <p style="text-align: center;">無利子 貸付</p>	<p>対象学校：高専（4年生以上） 短大（除く：通信制） 大学（除く：通信制、別科） 専修学校〈専門課程〉 （除く：外国大学の日本分校）</p> <p>対象学年：全学年 採用方法：予約採用 奨学金（月額） 30,000 円、40,000 円、50,000 円 60,000 円、70,000 円 ※いずれかを選択</p>	<p>連帯保証人：2名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一連帯保証人1名（本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む身元確実な成年者） ・第二連帯保証人1名（決定された年度の4月1日における年齢が65歳以下の者で独立の生計を営む身元確実なもの） <p>返済期間：貸与期間が終了した月の翌月から起算して6月を経過した月から奨学金の貸与を受けた月数の3倍に相当する期間内</p> <p>他資金との併用：原則として、日本学生支援機構奨学金との併用不可</p>	<p>◇各在学学校</p> <p>◇公益財団法人 島根県育英会 松江市殿町8番地3 市町村振興センター3階 TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089</p>
<p>島根県育英会就学資金</p> <p>島根県出身の優秀な学生等で経済的な理由により修学が困難な者</p> <p style="text-align: center;">有利子 貸付</p>	<p>対象：上記の同育英会奨学金の対象学校へ入学（転・編入学）しようとする方</p> <p>採用方法：予約採用 就学資金（一時金） 50万円又は100万円（有利子）</p>	<p>返済期間：大学等卒業の翌月から10年間（120月）で返済（100万円の場合、毎月1万円の120回返済）</p>	